

2023年10月13日

各位

会社名 プリントネット株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 小田原 洋一
(コード番号：7805 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 小田原 一誠
(TEL. 050-3734-6495)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年11月27日開催予定の当社第38期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年11月27日開催予定の当社第38期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年11月27日 (月) (予定)
定款変更の効力発生日	2023年11月27日 (月) (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削除)3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>

現行定款	変更案
<p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任さ</p>

現行定款	変更案
<p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>れた補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 20 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
第 27 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p>	(削 除) (削 除)
<p>第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p>	(削 除)
<p>第 29 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p>	(削 除)
<p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催す</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>ることができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低限度額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
<p>(新 設)</p>	(常勤の監査等委員)
	<p><u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>できる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>32</u> 条～第 <u>33</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当会社の間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 当社は、第 38 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>